

## 価格表示認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択を的確に行うことができるよう、事業者がその経営する店舗、営業所等（以下「店舗等」という。）において適正な価格表示を行うことを促進するための認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (価格表示促進物品等の指定)

第2条 知事は、事業者が商品又は役務を供給するに際し、県内において適正な価格表示が行われていない状況にあるなど、特定の商品又は役務について適正な価格表示を行うことを促進する必要があると認めるときは、当該商品又は役務を価格表示促進物品等（以下「指定物品」という。）に指定するものとする。

- 2 知事は、前項の指定に当たっては、県内における価格表示の状況を把握するため、その職員に、事業者の協力を得て、商品又は役務を供給する店舗等に訪問調査を行わせるなど必要な調査を行うものとし、その結果を公表するものとする。
- 3 前項の規定により訪問調査を行う職員は、その身分を示す証明書（様式第1号）を携帯し、関係者に提示するものとする。
- 4 知事は、指定物品を指定し、又はその指定を解除したときは、速やかに公表するものとする。

### (価格表示基準)

第3条 知事は、指定物品に関し、適正な価格表示の方法、場所等に関する基準（以下「価格表示基準」という。）を定め、公表するものとする。

### (認定の申請)

第4条 事業者は、その経営する店舗等が、価格表示基準に適合した価格表示をしていることの認定を知事に申請することができる。

- 2 前項の申請は、価格表示認定申請書（様式第2号）により、所轄地方事務所長を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 所轄地方事務所長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る店舗等への訪問調査を行い、価格表示基準に適合しているかどうかを確認し、その結果を知事に報告するものとする。
- 4 第2条第3項の規定は、前項の訪問調査の実施において準用する。

(認定)

第5条 知事は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、前条第1項の認定の可否を決定するものとし、当該認定の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、当該認定した店舗等を経営する事業者に対し、認定書(様式第3号)を所轄地方事務所長を経由して交付するとともに、当該店舗等の所在地、名称及び経営する事業者名を公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定した店舗等の価格表示の状況を確認するため必要があると認めるときは、その職員に、訪問調査を行わせることができる。

4 第2条第3項の規定は、前項の訪問調査の実施において準用する。

(認定の取消し)

第6条 知事は、前条第1項の規定により認定した店舗等における価格表示が価格表示基準に適合しなくなったと認める場合その他必要と認める場合は、当該認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を付して当該取消しに係る店舗等を経営する事業者に通知するものとする。この場合において、当該事業者は、当該店舗等における認定書を所轄地方事務所長を経由して知事に返納しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、認定制度の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

(様式第1号) (第2条第3項関係)

第 号

価格表示認定要綱に基づく身分証明書

写  
真

所 属  
職 名  
氏 名

年 月 日交付

長野県知事

印

(様式第2号) (第4条第2項関係)

価格表示認定申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
電話番号  
氏 名 ⑩  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

価格表示認定要綱第4条第1項の規定により、次のとおり価格表示基準に適合した価格表示をしていることの認定を申請します。

指定物品の商品又は役務名	
店舗等の名称	
店舗等の所在地	
店舗等の電話番号	
店舗等の責任者名	
価格表示項目	
価格表示の場所	
備 考	

(備考) 価格表示の状況がわかる写真を添付してください。

(様式第3号) (第5条第2項関係)

## 価格表示認定書

下記の店舗等における価格表示は、価格表示認定要綱に基づく価格表示基準に適合する表示であることを認定します。

### 記

- 1 指定物品名
- 2 申請者の氏名
- 3 申請者の住所
- 4 店舗等の名称
- 5 店舗等の所在地
- 6 認定年月日
- 7 認定番号

認定を受けた者の責務 価格表示認定要綱の規定に従うとともに、表示に関する一切の責任を負うものとする。

様

年 月 日

長野県知事

